

議第百六号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表六の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「建築の」を「制限の特例の」に改め、同項を同表六の二の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 法第四十三条第二項 第一号に規定する建築物の敷地と道路の關係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	建築物敷地制限特例認定申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇
---	------------------	-------	--------

別表第一二の表八の項中「特定高架道路等」を「法第四十三条第一項第二号の道路」に、「道路上空建築物等道路内建築認定申請手数料」を「道路上空建築物等道路内建築制限特例認定申請手数料」に改め、同表四十四の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

四十四の二 法第八十五条第六項に規定する特別仮設興行場等建築許可の必要がある仮設興行場等の建築の許可の	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	一件につき	一六〇、〇〇〇
---	-------------------	-------	---------

申請に対する審査

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建築物敷地制限特例認定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。